

～立石駅北口地区再開発ニュース～

いよいよ暑さも厳しくなってきました。皆様いかがお過ごしでしょうか。
先月、東京都知事により権利変換計画が認可されました。今後は解体工事の着手に向けて、活動してまいります。みなさまのご協力をいただきながら、スムーズに事業を進めていきたいと思っております。今後とも組合活動にご理解ご協力をお願いいたします。



土地・建物の明渡し期限が 令和5年8月31日となりました。

関係者の皆様のご理解ご協力により再開発事業は順調に進捗しております。

このたび、令和5年6月30日に権利変換期日を迎え、権利変換計画に基づき土地建物の権利が変換（移転）しました。今年の9月より解体工事に着手いたしますので、関係権利者の皆様にすでに通知の通り、8月31日までに土地・建物を明渡しいただきますようよろしくお願いいたします。なお、移転に伴う補償費につきましては、補償契約を締結させていただき、明渡しが確認できた方から順次補償費をお支払いさせていただきます。

【土地・建物の明渡し】（裏面の『明渡しの確認ポイント』もご確認ください）

建物内の不用品を処分し、水道・電気・ガス等のメーターを撤去(※)していただき、建物のカギを組合事務局へお渡しいただくことです。

(※)モナークマンション・サンハイツ立石の電気メーターについて撤去は不要です。

閉栓・解約手続きはお忘れのないようお願いいたします。

【8月31日までに明渡し完了しない場合】

明渡し完了せず工事着工の遅延等が発生すると、本再開発事業に甚大な損害が生じることとなります。関係権利者皆様の権利保全のため、組合は、明渡し訴訟を含む法的手続きや損害賠償請求を検討せざるを得ないこととなります。このような状況をご理解いただき、8月31日までに土地建物を明渡しいただきますよう、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

【補償契約が締結されない場合】

組合は、7月末を目途に補償契約を締結してまいります。補償契約が締結されない場合は、都市再開発法に基づき、審査委員の同意を得て補償金額を確定し、補償金の供託手続きを行うこととなります。あらかじめご了承ください。

▶▶▶ 明渡しの確認ポイント

令和5年8月31日までの明渡しに向けて、同封の「明渡し手引き」「明渡しまでの手続き」をご確認いただき、スムーズな明渡しへのご協力をお願いいたします。

手続き① 不用品処分を適宜進めてください。【現在～明渡し日まで】

「明渡し手引き」に記載されている処分区分表をご確認いただき、早めの不用品処分をお願いします。処分に当たっては、自治体等のルールに基づいて行ってください。



手続き② お引越日、明渡し予定日をご連絡ください。【引越日決定後】

お引越日、明渡し予定日が決まりましたら必ず組合事務局までご連絡ください。建物所有者が建物を貸している場合、借りている方がすべて退去した後に組合事務局に建物の鍵をお渡しいただきます。詳細は「明渡しまでの手続き1ページ」をご覧ください。



手続き③ インフラの閉栓・解約・メーター撤去等の手続きを行ってください。

水道、ガス、電気、電話などの閉栓・解約・メーター撤去等の手続きを行ってください。詳細は「明渡しまでの手続き2ページ」をご覧ください。



手続き④ 明渡しの立会いを行います【不用品処分・インフラ手続きの完了後】

処分区分表に基づき、残置物がないか確認させていただきます。インフラの閉栓・解約・メーター等の撤去がされているか確認させていただきます。詳細は「明渡しまでの手続き3ページ」をご覧ください。

令和5年度通常総会が開催されました

令和5年6月24日（土）に令和5年度通常総会を開催しました。当日は、書面を含む65名の出席があり、議案は原案通り可決されました。



お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

第1号議案：令和4年度事業報告について

第2号議案：令和4年度収支決算について

第3号議案：借入金の借入及びその方法並びに
借入金の利率及び償還方法について

第4号議案：預入金融機関の指定について

R4年度の活動内容と決算報告について
審議しました。

今後の事業資金の調達方法について
審議しました。